

高齢者虐待防止と 早期発見に関する指針

2018 年 9 月 1 日作成

2024 年 1 月 1 日改訂

2024 年 6 月 1 日改訂

2026 年 4 月 1 日改定

いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘

本指針の目的

この指針は、いの町立特別養護老人ホーム偕楽荘が運営する事業に係わる虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とします。

I 偕楽荘における虐待防止に関する基本的な考え方

- 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

高齢者虐待の行為（高齢者虐待防止法第2条第5項）

イ 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること（例）つねる、無理やり食事を口に入れる 等
ロ 介護・世話の放棄、放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（例）水分や食事を十分に与えない 等
ハ 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（例）排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる 等
ニ 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること（例）排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する 等
ホ 経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること（例）日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 等

II 虐待防止に向けた体制

- 当施設では虐待防止に努める観点から「虐待・身体拘束防止委員会（以下委員会）」を組成します。

なお本委員会の統括責任者は、偕楽荘所長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）を生活相談員とします。

委員会構成メンバーは偕楽荘各種委員会名簿（別紙）とします。

- 委員会は3ヶ月に1回定例で開催するとともに、必要時担当者が招集します。

- 委員会の実施にあたっては、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い身体拘束適正化委員会と一体的に行います。

【委員の構成と役割】

所長

- ・虐待防止・身体拘束適正化委員会の総括責任（責務）
- ・職員への情報の周知の管理（責務）
- ・統括的な見地からの利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

生活相談員

- ・虐待防止・身体拘束等の適正化対策を担当する（責務）
- ・委員会の開催（役割）
- ・通報と記録の保管責任（責務）

看護師

- ・医療・看護面の管理者（責務）

介護員

- ・日常的なケアの場面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

介護支援専門員

- ・サービス計画書の管理（責務）

管理栄養士

- ・食事・栄養面の管理（責務）

理学療法士

- ・身体機能面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント（役割）

医師

- ・医療行為（治療、内服薬調整）の管理（責務）

※意見聴取の必要がある場合には個別に召集する。

その他、所長が必要と認める者

○会議の実施にあたってはテレビ会議システムを用いる場合があります。

○委員会の議題は担当者が定めます。具体的には次のような内容について協議するものとします。委員会の結果は議事録に残し、職員に周知する。

- ① 虐待・身体拘束防止委員会、その他施設内の組織に関すること。
- ② 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること。

Ⅲ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

○職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当施設の指針に基づき、虐めん待の防止を徹底します。

○具体的には次のプログラムにより実施します。

- ① 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ② 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤ 発生した場合の改善策

○実施は年2回以上行います。また新採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

○研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録、保存します。

Ⅳ 虐待またはその疑いが発生した場合の対応方法

○虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、職位の如何を問わず厳正に対処します。

○また緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

Ⅴ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

○職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

○担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。また必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。

○事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

○上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

○事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

○施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告しま

す。

○必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行います。

VI 成年後見制度の利用支援

○利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

VII 虐待等に係る苦情解決方法

○虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者（生活相談員）は、寄せられた内容について苦情解決責任者（偕楽荘所長）に報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

○苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。

○対応の流れは、上記の「Ⅴ虐待などが発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。

○苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

VIII 利用者等に対する当該指針の閲覧

○利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

IX その他虐待防止の推進のために必要な事項

Ⅲに定める研修会その他、虐待防止に関する外部の研修会には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

（附則）

この指針は2018年9月1日より施行する。

2024年1月1日改訂

2024年6月1日改訂

【資料】

- ・ 高齢者虐待の早期発見と通報

養介護施設従事者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。（第5条第1項）

- ・ 養護者による高齢者虐待に係る通報

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。（第7条第1項）

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報

養介護施設従事者は、養介護施設において、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。（第21条第1項）

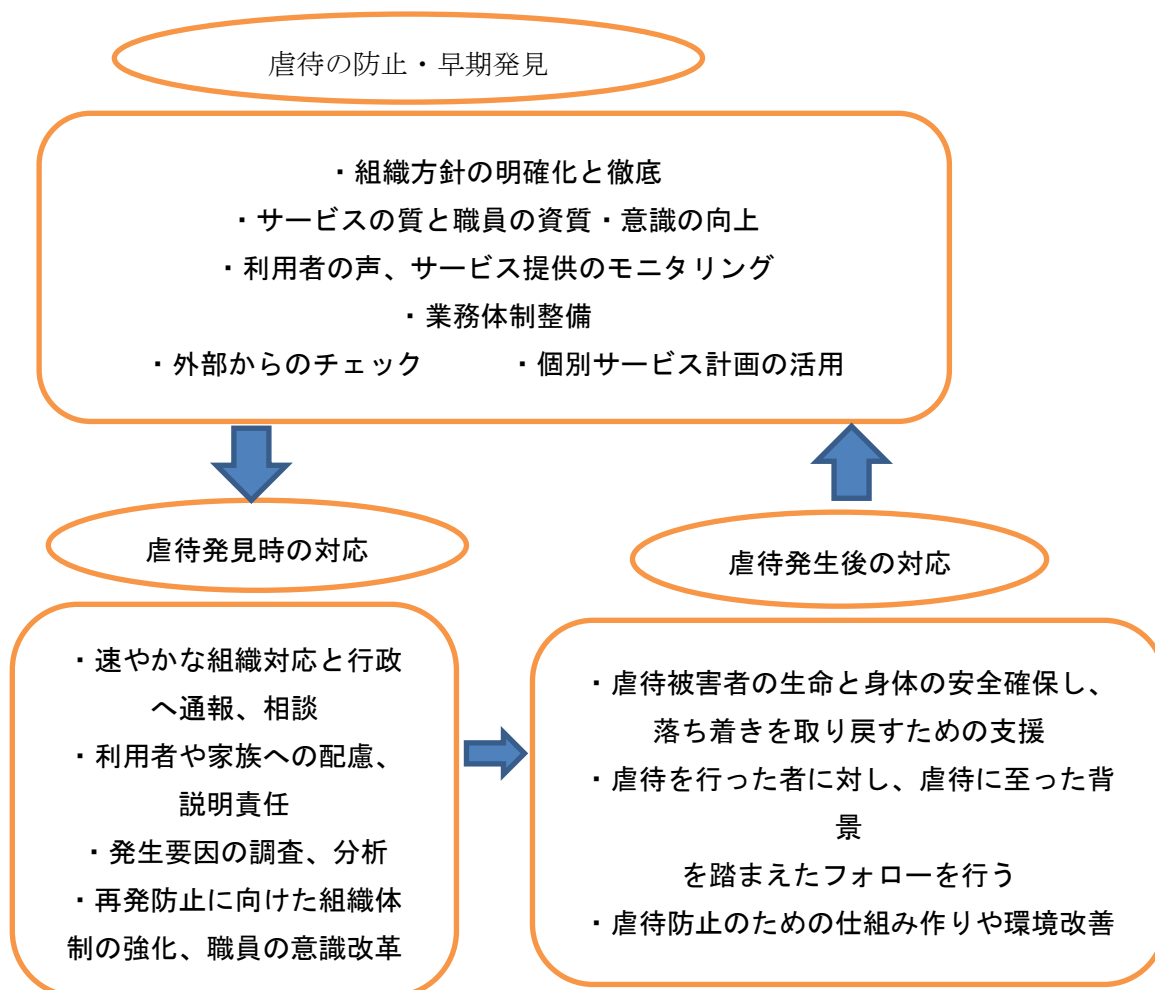
- ・ 養介護施設従事者による高齢者虐待を発見した者

養介護従事者は第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由とし

て、解雇その他不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、雑務従事、退職金減給・没収）を受けない。（第21条第7項）

高齢者虐待防止法では「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を妨げるものとして解釈してはならない」ことが示されており虐待の相談や通報を行うことは養介護施設従事者等であっても「守秘義務違反」にはならない。

虐待防止のフローチャート



参考) 介護保険法に基づく集団指導資料：高知県地域福祉部福祉指導課

障害者虐待防止の手引き：全国社会福祉協議会

高齢者虐待防止の手引き：厚生労働省

高齢者虐待防止マニュアル：社会福祉法人鶯園